（議提議案第４号）

令和８年３月１７日

議長　小　鮒　賢　二　様

提　出　者　　議　員　　影　山　琢　也
〃　　〃　　山　下　一　男
〃　　〃　　林　　幸　子
〃　　〃　　沼　上　政　幸
〃　　〃　　白　根　佳　典
〃　　〃　　臼　杵　　健
〃　　〃　　腰　塚　菜穂子
〃　　〃　　石　川　広　己

議案提出について

令和８年第１回市議会定例会（３月１７日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

［議提議案第４号］　熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔理　　由〕　国家公務員の旅費制度の改正に伴い、市議会議員の旅費制度の見直しを行うため

熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成１７年条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項及び第３項を次のように改める。

２　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、熊谷市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例（平成１７年条例第４８号）第１条に規定する特別職職員の例による。

３　旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとし、最も経済的な通常の経路及び方法により、旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第６条第４項を削る。

第８条中「中の指定職の職務にある者」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、相当職は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和６年政令第３０６号）第１条第２項第２号に規定する指定職職員等とする。

別表を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、

同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。